

日EU経済連携協定： 主なメリット

平成29年10月
外務省

EUの関税の撤廃や規制の撤廃・緩和により、
様々な国産品の輸出拡大や市場開拓が期待されます。

工業製品

- ◆ 品目数・輸出額（EU向け約5.8兆円）で、100%の関税撤廃を達成し、EUへの輸出の増加に資する。

酒類, たばこ, 塩

- ◆ 全ての酒類, たばこ, 塩で関税の即時撤廃を実現し、EUへの輸出の増加に資する。
- ◆ 「日本ワイン」の輸入規制撤廃により、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能になる。
- ◆ 単式蒸留焼酎の容量規制の緩和により、焼酎の四合瓶や一升瓶での輸出が可能になる。
- ◆ GI「日本酒」などの酒類GIの相互保護により、将来にわたり日本酒のブランド価値保護が実現。

農林水産品

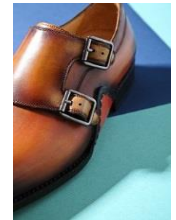
- ◆ 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を実現(ほとんど即時撤廃)し、EUへの輸出増加に資する。

日EU・EPAの主なメリット：国内市場における消費者メリット

私たち消費者の生活の身近なところでもメリットがあります。

革製品

- ◆ かばん・ハンドバッグ、革靴等の革製品の段階的な関税撤廃により、ショッピングの幅が広がる。



酒類

- ◆ 「EU産ワイン」の関税撤廃により、色々なワインを気軽に愉しめるように。



農林水産品

- ◆ 段階的な関税撤廃や通常より低い関税で輸入できる関税割当枠の設置等により、ヨーロッパのチーズやチョコレート菓子、キャンディー等がもっと身近に。
- ◆ 寿司ネタとなる地中海のクロマグロの関税を段階的に撤廃。



日EU・EPAの主なメリット: 高度なルールの整備と協力推進

モノの関税の削減・撤廃だけでなく、さらにはサービスや投資、知的財産、電子商取引など、幅広い分野におけるルールが整備されることによって、日EU間において、自由で公平な巨大市場が作り出されます。

◆投資・サービスや政府調達においては、幅広い分野において市場アクセスを法的に約束するとともに、高度なルールを整備することにより、互いの企業を保護。

◆規制協力、農業協力、貿易と持続可能な開発分野等で協力の枠組みを規定することにより、日EU間の協力を推進。

◆その他、電子商取引、国有企業、知的財産、中小企業、コーポレート・ガバナンス、透明性の確保のためのルールを整備。

工業製品

◆ 我が国からEUへの輸出増等

- 工業製品について、品目数及び輸出額（EU向け約5.8兆円）で、100%の関税撤廃を達成。乗用車をはじめとする工業製品の我が国からEUへの輸出の増加が期待されるとともに、EUで現地生産を行う自動車メーカー等に部品を納入する中小企業にも裨益すると期待される。
- 自動車以外にも、一般機械、化学工業品などを含め、工業製品は100%関税撤廃となるところ、日本からEUへの輸出の増加に資すると期待される。

（乗用車）乗用車（現行税率10%）は、8年目に撤廃。

（自動車部品）自動車部品（ギヤボックスの現行税率3.0%～4.5%、乗用車タイヤの現行税率4.5%、エンジン関連部品の現行税率2.7%等）に関し、貿易額ベースで92.1%の即時撤廃で合意。

酒類, たばこ, 塩

◆ 酒類, たばこ, 塩の輸出拡大

EU側は、全ての酒類, たばこ, 塩の関税を**即時撤廃**。これにより、我が国からの輸出拡大が期待される。

◆ 「日本ワイン」の輸出拡大等

これまで、EU域外からEU域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付け。

⇒新たに、EUは「日本ワイン」の醸造方法を容認(補糖, 補酸, ぶどう品種の承認等)。

⇒協定発効後は、**「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能**。また、**業者の自己証明の導入により、コスト負担が軽減**。

⇒日EU双方でお互いの主要なワイン添加物について指定のための手続を推進。これにより、我が国でも**EUと同じ添加物を使用可能となり競争力強化**に資すると期待される。

◆ 単式蒸留焼酎の容量規制の緩和

これまで、700mlや1, 750ml等の決められた容量以外は流通不可。

⇒協定発効後は、日本で生産された単式蒸留焼酎については、**四合瓶や一升瓶等日本で流通している容器・容量のままでのEU域内での流通が可能**となる。

◆ GI「日本酒」などの酒類GIの相互保護

これまで、日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる。

⇒模造品等の流通が防止され、**ブランド価値向上が期待**できる。GI「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、**将来にわたり日本酒のブランド価値保護が実現**される。

農林水産品

- ◆ 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)し,
5億人を超えるEU市場への我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

品目	現行関税	合意内容
醤油等調味料	7.7%(醤油)	即時撤廃
ほたて貝	8%(冷凍)	関税撤廃(8年目)
緑茶	3.2%(3kg以下の小口用)	即時撤廃
牛肉	12.8%+141.4~304.1€/100kg	
花き	6.5%, 8.3%(植木・盆栽・鉢もの), 8.5%, 10%(切り花)	
ぶり	15%(冷凍フィレ)	
青果物	12.8%(かんきつ(ゆず等), 9.5ユーロ/100kg(ながいも)	
林産物	6%~10%(合板等)	
豚肉※	46.7~86.9ユーロ/100kg	
鶏肉※	6.4%, 18.7~102.4ユーロ/100kg	
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7~142.3ユーロ/100kg	
乳製品※	118.8ユーロ/100kg 等(脱脂粉乳) 189.6ユーロ/100kg 等(バター)	

(注1) コメは, 相互に「除外」。

(注2) ※は, 現在, 輸出解禁に向け協議中の品目。

サービス

◆ 規制の明確化・透明性の向上

特定の約束を行った分野のみ自由化の対象となる「ポジティブ・リスト」方式のサービスの貿易に関する一般協定（GATS）と比較して、原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙する「ネガティブ・リスト」方式を採用したことにより、日本企業のEU市場獲得を支援する観点から、規制の根拠となる措置や分野が明確化され、透明性も向上。

◆ EU側の自由化約束分野の拡大

サービスの個別分野ごとの自由化の内容についても、GATSと比較して、EU側が自由化を約束した分野が拡大。

◆ 欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールの設定

金融規制について、事前情報共有・協議のメカニズムを設置。こうした枠組みを通じ、本邦金融機関が欧州の金融規制に服する上での負担軽減が期待される。その他電気通信サービス等についてもルールを規定。

◆ 必要な政策の裁量確保

日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス（保健、社会保障及び社会保険等）、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保。

自然人の入国及び一時的な滞在

◆ EU域内滞在のための入国区分の拡大等

EU域内で許可され得る入国区分について、従来の、拠点等設立目的の商用訪問者、企業内転勤者及び契約に基づくサービス提供者に加え、新たに、投資家、独立の自由職業家、短期の商用訪問者等を規定。また、入国と一時的滞在の許可にかかるルールの明確性及び、数的制限等の規制を設けてはならないこと等について確保された。EU域内で商談、サービスの提供、駐在などを行う中堅・中小企業も含めメリットあり。

投資

◆ EU加盟国との間での投資保護ルールの創設

我が国は、EU加盟国との間で投資関連協定（投資協定及びEPA投資章）を未締結（エネルギー分野の投資保護を定めたエネルギー憲章を除く）であり、EU加盟国との間で投資保護のルールを規定することとなる。

◆ 規制の明確化・透明性の向上

原則全ての分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し、透明性の高い自由化約束を確保。これにより、EU市場に進出した我が国企業がビジネスをする上で
の予見可能性が高まることが期待される。

（参考）投資における市場参入の際の数量制限、形態制限、外資制限を採用・維持できないことを規定。

◆ 投資家に対する特定措置の履行要求の禁止

ローカルコンテンツ要求、技術移転要求、投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止（例：特定のロイヤリティ率の採用を義務づけることの禁止）、特定技術使用要求の禁止等を規定。

政府調達

◆ 市場アクセスの改善

日EU共にWTO政府調達協定(GPA)に加盟していることから、GPAで約束している内容を基本とし、日EU供給者の政府調達市場への参加を促進するため、日EU双方が市場アクセスの改善を実現。

EU側市場の開放

EU加盟国の国レベルの機関を日本に対し新たに開放。また、鉄道分野に関し、EU側はGPAでは日本企業をEUの鉄道市場から除外可能としていたが、日本企業が関心を有する車両を含む鉄道産品の一部につき日本に対し市場を開放。

◆ EU企業からの調達

EUに対する日本側市場へのアクセス拡大の措置により、高品質・低価格の物品・役務の提供が可能なEUの供給者がいる場合は、優れた技術・製品・サービスを調達することが可能となると期待される。

物品貿易一般ルール

物品貿易一般ルールでは、内国民待遇、関税の減免などの基本的なルールについて規定。

◆ 関税分類に関する法令の統一的な運用

関税分類に関する法令の適用の統一性が確保されることにより、EU加盟国28か国のいずれの国で通関する場合であっても、統一的な運用が期待される。

◆ 鉱物資源に関する予見性の高いビジネス環境

鉱物資源に関する輸出規制、輸出許可手続及び各々に関する協議を規定することにより、日EU間で輸出入を行う事業者にとって、予見性の高いビジネス環境が期待される。

貿易救済

◆ 輸入増に対する緊急措置をとる権利を確保

本EPAに基づく関税の譲許により、特定の製品の輸入が増加し、国内産業に重大な損害を与え、又はそのおそれがある場合、当該製品に対し、一時的に緊急措置（セーフガード措置）をとる権利を確保。

原産地規則

◆ 完全累積制度

本協定は原産品の累積と生産行為の累積の両方が利用可能な、いわゆる完全累積制度を採用している。
生産行為の累積を利用する場合、一方の締約者における付加価値・加工工程を他方の締約者の生産行為とみなすことが認められるため、両締約者で生産される材料を活用して生産・加工を行う業者にとっては関税上の特惠待遇が受けやすくなる。

◆ 自己申告制度の採用

輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度を採用し、リードタイムやコストの削減につながり、貿易円滑化に資する。

※自己申告制度：輸出者又は生産者自ら、産品がEPA上の原産品である旨を明記した書面（原産地申告書）を作成し、輸入者が輸入締約者の税関にその原産地申告書を提出すること、又は輸入者自ら、産品がEPA上の原産品である旨を税関に対して示すことにより、EPA税率の適用を受けることができる制度。

税関・貿易円滑化

◆ 税関手続の透明性・予見可能性等

税関手続について透明性及び予見可能性のある適用を確保し、簡素化を図るとともに、通関の迅速化等を規定。貿易円滑化の促進や関税法令違反の防止を図るための税関当局間の協力についても規定。

◆ 輸入に係るコスト削減

税関手続の迅速化等により、物品の輸入に係るコスト削減が期待される。

衛生植物検疫（SPS）措置

◆ SPS措置※に関する情報の入手

輸入条件，管理，検査及び承認の手続を含むSPS措置の透明性を確保し，双方の相互理解を強化し，また要請に応じて情報提供を速やかに行うことを義務付けることを規定。これにより，EU側の輸入条件及び手続の進捗状況についての情報が入手しやすくなり，我が国の農産品の輸出が促進されることが期待される。

※SPS措置：食品安全，動植物の衛生・検疫に関する措置

◆ 技術的協議の導入

SPS措置について重大な懸念を有する場合等には，日EU間の技術的協議の要請が可能となるため，我が国からの農産品の輸出における障壁の改善にも貢献することが期待される。

貿易の技術的障害(TBT)

◆ 強制規格の要件の統一性・一貫性ある適用

強制規格の要件を域内で統一性・一貫性をもって適用することを規定。我が国産業界がEU市場に進出する際に、本協定に関し、工業品及び農産品を含む全ての產品（SPS措置又は政府調達の対象となるものは除く）に係る規制の運用が国により大きく異なるといった状況に直面することが抑制され、規制への対応が容易となることが期待される。

◆ 規格の国際標準化、規格作りでの協力等

日EU双方の標準化機関が国際標準化や先端分野における規格作成で協力し、双方の関心分野については、相互の規格を国際規格に近づけていくことや、規制を簡素化する等の取組を強化できる。これにより、日EUが国際的なルール作りを先導し、規制調和を通じて相互の貿易障壁を低くしていくことが期待される。

電子商取引

◆ 企業のコンピュータソフトウェアのソースコードの保護

ソースコード開示要求禁止規定により、企業にとって機密情報にあたるソースコードが開示を求められることを抑制する効果が期待される。また、日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止、電子商取引の利用に係る消費者保護に関する措置を採用・維持することの重要性、電子署名や電子的な手段による契約等について、電子的な形式であることのみを理由に原則として法的効力が否定されてはならないこと等についても規定。

反トラスト・企業結合

◆ 競争法違反行為に対する執行力強化

反競争的行為に対して適切な措置をとること、締約国間で反競争的行為に対して協力すること等を規定。

日EUの競争当局間の協力を通じEU市場内での競争法違反行為に対する執行力強化が期待される。

◆ 公正かつ自由な競争と予見可能性の確保

①事業者の国籍や形態により競争法の適用に差別的な取扱いをしないこと、②競争法の適用における手続的公正や透明性の確保等を規定。これにより公正かつ自由な競争環境が一層確保され、国境を越えて事業活動を行う企業の予見可能性を高めることが期待される。

国有企業

◆ 民間企業との間の対等な競争条件の確保

国有企業等が物品又はサービスを購入又は販売する場合、商業的考慮に従って行動することとともに、他方の締約者の企業に対して内国民待遇を与えることを規定することで、これらの企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保が期待される。

補助金

◆ 透明性による貿易及び投資への悪影響の排除

特定性を有する補助金について、通報、協議及び一定の類型の補助金の禁止等を規定。これにより補助金による貿易及び投資への悪影響が排除されることが期待される。

知的財産

◆ 知的財産の十分かつ効果的な保護と利用の促進

特許, 商標, 意匠, 著作権及び関連する権利, 営業秘密及び医薬品等の開示されていない試験データ等の知的財産を対象に, WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)よりも**高度な規律を規定し, 十分かつ効果的な保護を確保**。

これに加えて権利取得手続の透明化, 知的財産権の行使(民事上の権利行使手続及び国境措置), 協力及び協議メカニズム等について規定し, もって, 知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。これらの規定により, **EUにおいて我が国企業が今後も安心してビジネスを展開できる**ことが期待される。

地理的表示(GI)

◆ EU域内での日本のGIの保護

農産品及び酒類GI(日本酒など)の保護のための双方の制度と保護の対象を確認し, TRIPS協定第23条と概ね同等の**高いレベルでの相互保護を目指すことを確認**。相互保護のための必要な手続を取ることを確認。本協定に従ってGIを保護することにより, 我が国生産者の海外でのGI登録手続の**負担の大幅な軽減**や海外でのGI保護による**ブランド化の推進**が図られ, 我が国の**農林水産物, 食品, 酒類の輸出促進**につながることが期待される。

コーポレート・ガバナンス

◆ 投資促進

日EU双方の既存の制度等を踏まえ、健全なコーポレート・ガバナンス(企業統治)の基本的要素(株主の権利、取締役会の役割等)を確認するもの。これにより、日EU間の投資促進が期待される。

中小企業

◆ 日EU・EPAの諸ルールを理解促進

税関手続き、知的財産権に関する手続き、技術規格、衛生植物検疫、政府調達、事業にかかる手続き、関税等に関する情報へアクセスできるウェブサイトの活用により、中小・中堅企業の本EPAの理解促進に貢献すると期待される。

貿易と持続可能な開発

◆ 労働者の権利の確保、環境保護の推進等

労働に関する基本的な原則の尊重、環境保護に関する規律の遵守等について規定。日EU間で労働者の権利の確保や環境保護の重要性を再確認することで、国際的にその意義を示すことにつながる。また、環境技術の促進に係る協力促進も期待されるほか、市民社会との共同対話も開催される。

農業協力

◆ 農林水産品・食品等の輸出促進

農林水産品・食品等の輸出入を促進するための特別委員会の設置等を含め日EU政府間の協力の枠組みを規定。日EU間の農林水産品・食品に関し、生産・製造段階での技術協力や情報交換を促進することにより、一層の技術向上に資するだけでなく、貿易上の諸課題に関する政府間の情報交換の場を設けることで、我が国農林水産品・食品の輸出促進が期待される。

規制協力

◆ 規制の透明性向上・調和

貿易、投資に関する日EUそれぞれの規制について、規制案の事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の影響評価、情報交換、日EU間の協力等を推進するための委員会の設置等について規定。これにより、規制・基準策定の際の透明性向上、日EU間の規制・基準の調和が期待される。

透明性

◆ 本協定に関する措置の予見可能性の高まり

本協定の対象となる事項に関する法令等を速やかに公表すること、提案された法令等への意見提出のための合理的な機会を与えること等により、本協定に関する措置の予見可能性が高まり、我が国企業のEUにおける活動が促進されることが期待される。